

## 二宮町議会意見提案手続き実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、二宮町議会基本条例（平成25年条例第 号）第20条の規定に基づき、意見提案（パブリックコメント手続き）に関し、必要な事項を定めることにより、基本的な政策等（以下政策等という。）の策定に当たり、公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の参加を促すとともに二宮町議会（以下議会という。）が説明責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「意見提案手続き」とは、政策の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く町民等に公表し、公表したものに対する町民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続きをいう。

2. この要綱において「町民等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤または通学する者
- (3) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 町税の納税義務を有するもの
- (5) 意見提案手続きに係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 議会は次に掲げる政策等について、意見提案手続きを実施することができる。

- (1) 議会基本条例の制定及び改廃
- (2) 議員又は委員会の提出による条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に意見提案手続きを実施する必要があると認められるもの

### (公表の時期)

第4条 議会は、意見提案手続き等を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

### (公表方法)

第5条 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページ及び議会ホームページへの掲載
- (2) 議長が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、他の方法を活用して政策等の案等の周知に努めるものとする。

3 前項の規定による公表を行う場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を提示するものとする。

(意見の提出方法)

第6条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議長が指定する場所への書類の持参または郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が適当と認める方法

2 意見等提出しようとする町民等は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を明記しなければならない。

3 議長は、意見等を提出した町民等の氏名等を公表する場合には、政策等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。

(意見等の取扱い)

第7条 議会は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 議長は、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方並びに政策などの案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 提出された意見等のうち、公表することにより個人または法人その他の団体の権利その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第8条 議長は、意見提案手続きを実施している案件について、その一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、意見等の募集期間、政策等の案の入力方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(意見等及び一覧の公表)

第9条 第5条第1項及び第2項の規定は、前2条に規定する公表について準備する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見提案手続き実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。-\*